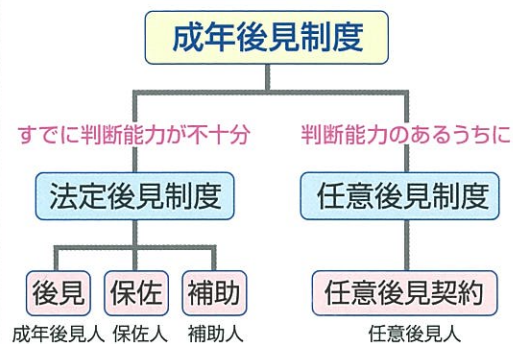


成年後見制度とは

認知症や知的障がい者、精神障がい、発達障がいなどで判断能力が不十分な方の権利を守る援助者（成年後見人など）を選ぶことで、ご本人を保護し意思決定を支援する制度です。任意後見制度と法定後見制度の2種類があります。

成年後見制度の概要



川西市成年後見支援センター
“かけはし”

〒666-0017

川西市火打1丁目12-16

キセラ川西プラザ 福祉棟 1 階

☎ 072-764-6110

FAX 072-759-5203

Email : kakehashi@k-shakyo.or.jp

<http://www.k-shakyo.or.jp/>



- 阪急川西能勢口駅から徒歩15分
- 能勢電鉄絹延橋駅から徒歩5分

川西市成年後見支援センター
“かけはし”

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の活用をお手伝いします。



社会福祉法人 川西市社会福祉協議会

お気軽にご相談ください



● 相談

成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関からの相談に応じます。

相談員による相談

(月～金曜日 午前9時～午後5時30分)
成年後見制度に関する総合的な相談に応じます。電話や来所、必要な場合は訪問し、相談をお受けします。

成年後見専門相談

(毎月第3水曜日 午後1時～4時)
司法書士が相談に応じます。第2金曜日までに要予約。

直通電話

☎072-764-6110

● 市民後見人の養成・支援

判断能力が十分でない人の生活を身近な市民の立場で支援する「市民後見人」を養成し、その活動を支援します。

市民後見人養成研修の開催

市民後見人の養成やスキルアップのための研修を行います。また、研修を修了した方にセンターへ登録していただいて、権利擁護活動の支援をします。

市民後見人とは？

親族以外の市民による後見人のことです。

● 広報・啓発

成年後見制度を理解してもらうため、出前講座や講演会、研修会の開催など、市民や関係機関の方々に幅広く広報・啓発を行います。

こんなことで 困っていませんか？



成年後見制度についてくわしく知りたい。

成年後見制度を利用したいけど、どうすればいいのかわからない。

認知症や障がいによって、財産管理やサービスの契約手続きができない。

将来、自分が認知症になったらお金の管理などが心配。

親亡き後、障がいのある子の生活が心配。

成年後見制度を利用するほどではないけれど、福祉サービスの利用や日常の金銭管理に不安がある方は、^{*}日常生活自立支援事業があります。

※この事業は、在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者の方で、ご本人の意思が確認できる方を対象に福祉サービスの利用や金銭の管理等の支援を行います。

